

岩手県選挙管理委員会告示第7号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第2条第7項の規定により、平成19年4月8日執行予定の岩手県知事選挙における候補者が政見放送を行うことができる一般放送事業者及び当該一般放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のとおり定める。

平成19年1月26日

岩手県選挙管理委員会

委員長 野村 弘

放送設備	一般放送事業者名	回数
テレビジョン放送	株式会社岩手朝日テレビ	1
	株式会社岩手めんこいテレビ	1
	株式会社テレビ岩手	1
ラジオ放送	株式会社アイビーシー岩手放送	1